

境港市移住希望者お試し滞在支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの移住希望者が本市を訪れる機会を創出し、本市への移住及び定住の促進により地域を活性化することを目的として、移住を希望する者の現地活動等に要する宿泊費用の一部に対し、予算の範囲内において、境港市移住希望者お試し滞在支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 鳥取県外に居住し、市内への移住を希望又は検討している者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅
宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた市内への訪問活動をいう。
- (4) 同行者 鳥取県外に居住し、移住希望者とともに現地活動を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住希望者であり、かつ、次に掲げる全てに該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかを満たす者

- ア 市との面談等の実施により、移住相談票（様式第1号）の作成及び提出を行った者
- イ 公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「機構」という。）が実施するオーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱（平成27年10月1日施行）第5条第4項又は同条第6項の規定に基づき、機構による認定を受けた者

(2) 市内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行った者

(3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者（2名を限度とする。）が市内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。

2 前項の対象経費は、1泊2食付きの宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。以下「宿泊料」という。）とし、追加の料理、サービス及び付帯施設の利用料

金等は含まないものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とし、同一年度中につき3泊分を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 第3条第1号アに該当する者 宿泊料に2分の1を乗じた額と3,000円のいずれか低い方の額

(2) 第3条第1号イに該当する者 宿泊料から機構が助成する額を控除した額と3,000円のいずれか低い方の額

(現地活動計画等の確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として現地活動の出発日から起算して14日前までに、境港市移住希望者お試し滞在支援事業補助金現地活動計画書(様式第2号。以下「計画書」という。)を市長に提出し、確認を受けるものとする。

2 前項の規定に関わらず、申請者が第3条第1号イに該当する者である場合は、計画書の提出を不要とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、現地活動の帰着日から起算して30日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、境港市移住希望者お試し滞在支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 第3条第1号アに該当する者である場合は、境港市移住希望者お試し滞在支援事業補助金現地活動報告書(様式第4号)

イ 第3条第1号イに該当する者である場合は、機構で実施するオーダーメイドツアーによる来県者支援事業実施要綱第5条第1項の規定により提出を行ったオーダーメイドツアーによる来県者支援事業認定申請書及び同要綱第6条第1項の規定により提出を行ったオーダーメイドツアーによる来県者支援事業交付申請書の写し

(2) 誓約書(様式第5号)

(3) 申請者及び同行者の居住地を証する書類

(4) 宿泊施設に宿泊したことを証する書類(領収書等)の写し

(5) 振込先となる通帳等(支店、口座番号、口座名義人が確認できるもの)の写し

(6) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適正で

あると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、境港市移住希望者お試し滞在支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付額の決定にあたり必要な条件を付することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、前条第1項の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

（2）その他市長が不相当と認めたとき。

（補助金の交付請求）

第10条 第8条第1項の通知を受けた者は、速やかに境港市移住希望者お試し滞在支援事業補助金請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき、又はその他の事由により既に交付された補助金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。